

# 令和元年第10回

## 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年10月28日  
13時30分～14時20分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

## 令和元年第10回海老名市農業委員会定例総会

令和元年10月28日「令和元年第10回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、副主幹 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第48号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4	議案第49号	引き続き農業を行っている旨の証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、14番委員、2番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3、4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書 5 ページ、日程第 1、議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 22 についてでございますが、2 番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席をお願い申し上げます。

(2 番委員退席)

【議長】 暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 議事を再開いたします。

受付番号 22 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 22、申請地は、上郷字■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、1 筆、議案書のとおりです。譲受人は、上郷■■■  
■■■、■■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■■■、■■■■■ほか 2 名、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。

現地の案内図及び写真は、資料 1 にございます。

以上でございます。

【議長】 最寄りの農業委員の意見をお伺いいたします。7 番委員。

【7 番委員】 私も現地を確認いたしまして、ご長男さんと一緒に農業をやられるというお話も聞きまして、特に問題ないと思われまして。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■■■さんの農家世帯としての状況は、■■■さんとその妻の■■■さんの 2 人が農業従事者だそうです。経営主は、平成 31 年の農家台帳で

は、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は12年、農業従事日数は100日、妻の■■さんの農業経験年数は6年、農業従事日数は100日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■平米で、合計、■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、コンバイン1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関しては、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 25日に現地を見に行きましたけれども、きれいに耕作された跡もあります。また、田んぼとしても問題はないと思います。

【議長】 それでは、質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号22について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 再開させていただきます。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。



ら、申請地に接する道路から水道を引くため、水道管敷地として農地転用したいという申請です。当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのことでした。

資料 2-1 の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第 3 種農地です。これは、市街化区域から申請地まで住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断できます。第 3 種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

続きまして、資料 2-2 の土地利用計画図をご覧ください。申請地に水道管を埋設後、整地、砂利敷きとする計画です。敷地の周囲は、西側を除いてコンクリートブロック 2 段で囲って土どめとし、ブロックの上に 60 センチのネットフェンスを設置する計画となっております。また、雨水排水につきましては、申請地を砂利敷きとすることで敷地内浸透処理をするという計画となっております。

続きまして、資料 2-3 をご覧ください。申請地の断面図になります。上の図面が申請地を東西に切ったもので、図の右が住宅を建築する宅地、左が道路となり、こちらから水道を引く計画です。下の図面が申請地を南北に切ったもので、図の右が農地転用の許可を受けて住宅を建築途中の土地、左が地権者の自宅敷地でございます。現在、申請地は、道路側が一番低く、宅地側の地盤面が少し高くなっておりませんが、整地して道路側、宅地側ともに段差は生じない計画となっております。申請地は、農地と隣接しておりませんが、西側の道路との境界を除いてコンクリートブロック 2 段で同面とする計画となっており、これらによって土砂の流出、崩壊が防がれる計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

**【議長】** 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9 番委員。

**【9 番委員】** 現地を見に行ってきましたけれども、隣の境目もきちっとブロックを 2 段積み、その間を水道管を通すということで、仕方ないのではないかと考えております。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号15について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【副主幹】 受付番号16、申請地は、上郷字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米です。現況は、農業振興地域内の田です。転用者は、上郷■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■、譲渡人は、群馬県伊勢崎市羽黒町■■■■■■■■、■■■■■です。転用の目的は、駐車場、権利の種類は、賃借権の設定です。

現地の案内図は、資料3-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図、断面図、排水計画の平面図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 今回の案件ですけれども、案内図を見ていただければわかるのですが、先月の総会で承認をいただきました、ららぼーとの駐車場なのですが、今回申請されている地番の田んぼの下3枚がららぼーとの駐車場、そして、今回出されたものの道を挟んで北側が3枚半、ららぼーとの駐車場と、両サイド、ららぼーとの駐車場に挟まれていまして、今回申請された場所も駐車場ということで、周りの農地に関する影響は少ないのではないかと判断しております。

以上です。





ックが設置されるため、申請地側には地先境界ブロックのみを設置し、ブロックの上に1.2メートルのネットフェンスを設置する計画です。今回の申請地側に擁壁を設置しないことについては調整済みであるとのことです。また、右側が北で、U字溝の水路を挟んで市道に接しており、U字溝の頭が申請地より23センチ低くなりますが、この段差は30度以下の法面で処理し、U字溝の上に1.2メートルのネットフェンスを設置する計画です。なお、法面部分もアスファルト舗装する計画となっております。

次に、下のA-A'をご覧ください。申請地を東西に切った断面図です。図の左側が西で、市道と接しており、市道側が法面になっておりますが、ここは自費工事で埋める計画であり、最終的には申請地側が少し高くなります。境界部分は、コンクリートブロック3段を設置し、その上に1.2メートルのネットフェンスを設置する計画です。また、右側が東で、同じく市道と接しており、高さは市道と合わせるため、申請地側には新たに擁壁は設置しない計画です。これらによって土砂の流出、崩壊が防がれる計画となっております。

次に、資料3-5をご覧ください。こちらが雨水排水計画の平面図です。申請地全体を透水性のアスファルトで舗装し、東西方向、南北方向に1本ずつ浸透トレンチを埋設することによって、敷地内浸透処理をする計画です。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 現地調査をしましたがけれども、この田んぼ3枚は現状から土どめをして駐車場にするということで、問題はないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。



【11番委員】 この上河内の■■■■さんの相続に伴う関係での適格者証明ということでございますけれども、当該の場所は、上河内交差点がございますが、そのところに隣接して、上河内ガストというレストランがあります。それから、その並びで上河内保育園がございますけれども、その西側の場所でございます。そして、■■■■さんの自宅がその横に西側に隣接して、農地とも隣接しているというふうな状況の場所でございます。

なお、■■さんのところは、以前に■■■■さんというご主人が5年ぐらい前に亡くなられて、その相続として娘さんである■■■■さんが相続されたわけでございますけれども、先日、1月に■■■■さんが亡くられて、そして、残された家族はお母さんだけですから、お母さんに引き継がれるという状況でございます。このお母さんも高齢ではございますけれども、現地の状況は現実的に農業活性化事業組合で管理をいただいております。大豆などの栽培で適正に利用されているという場所でございます。そういうふうな状況でございますので、■■■■さんでも、自宅周りの若干の農地については適正に管理されているということで、特に支障はないのかなというふうに考えております。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、議案第48号の採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第4、議案第49号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【副主幹】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごと



畑で、合計、■■■■■平米です。10月11日に事務局で現地を確認したところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われれます。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号15について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございますので、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【副主幹】 受付番号16、被相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年9月30日から令和元年10月28日までです。特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、市街化区域外、■■■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりです。3筆が農振農用地区域内の田、1筆が農振農用地区域内の畑、1筆が生産緑地の畑で、田、■■■■■平米、畑、■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米です。10月11日に事務局で現地を確認したところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われれます。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号16について、採

決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 1 2 ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号 1 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 農地造成は、農地の盛土、切土などによって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととなっております。具体的には、1,000 平米以下で高さ 1メートル以下の盛土、切土であって、耕作中断期間が 3 カ月以下のものについてがこの手続きの対象となります。

受付番号 1、申請地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■  
平米、ほか 1 筆、議案書のとおりで、合計、■■■■平米です。現況は、市  
街化調整区域の田んぼになります。

土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、施工業者は、中新田  
■■■■番地、■■■■株式会社、代表取締役■■■■、申請地は、畑とし  
て利用するための田から畑への盛土の届け出となっております。

資料は、4-1 に申請地の案内図と写真、4-2 に造成計画の平面図、  
4-3 に断面図をお配りしております。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。2 番委員。

【2 番委員】 盛土の高さも高くありませんし、周りに及ぼす影響も少ないかと。本人も農業を続けたいというような意思を持っているそうなので、問題はないかと思えます。

以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 造成計画について補足説明をいたします。

資料4-2をご覧ください。図は、北が右側となっております。田の面から平均50センチほど盛土をし、東側、図の下側の田との境界は、約12度の法面で処理し、図の上側、現在、工事中の（仮称）市道上郷河原口線とは、道路完成後は高低差がなくなる計画となっております。

続きまして、資料4-3をご覧ください。上の①断面が申請地を東西に、下の②断面が南北に切った図面になります。①断面の左側が西側の市道となり、高低差はゼロでございます。前面道路から30センチまでの海老名市の基準を満たすような計画がされていることが確認できます。

また、①断面の右側をご覧ください。東側の田んぼとの境界になります。隣の田との間の畔はそのまま残し、境界部分は約12度の法面で処理することから、周辺の農地への被害防除が図られていることが確認できます。

次に、下の②断面の右側をご覧ください。北側の市道264号線との境界部分が約24度の法面で処理される予定です。なお、盛土に使う土に関しましては、申請地西側の（仮称）上郷河原口線の道路工事により発生する土を搬入するとのことで、もともと農地であった部分の土になります。造成後はジャガイモを作付する営農計画書の提出がございます。そのほか、隣接する農地の所有者からの同意書の提出もがございます。これらから、この案件につきましては、特に問題ないと思われま

す。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 現地調査をしましたがけれども、ここは田んぼが2枚、東側にあるもので、道路側に用水路があるもので、その用水路から東側の田んぼ2カ所にパイプで通すということになっております。あとは問題ないと思います。

【議長】 質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 それでは、受付番号1について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。



次に、議案書13ページ、非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件といたします。

受付番号7について、事務局から説明をお願いします。

【主 事】 現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地について、要件を満たすことができれば農業委員会が農地法に定める土地ではないという証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明になります。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上たっていること、現在、農地だったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障が生じていないことなどの要件がございまして、全ての要件にかなう場合にのみ、証明を出すことができます。

議案書の13ページをご覧ください。受付番号7、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。申請者は、本郷■■■■■■■■■■、■■■、現在の状況ですが、駐車場として現地は使用されておりました。案内図及び現地の写真につきましては、資料5にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、平成21年ごろより駐車場として現在まで使用されているそうです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯がございません。この現地に関しまして、10月2日に、5番委員、20番委員、13番委員と事務局職員とで現地確認調査に行ってきました。確認したところ、現況は農地として利用されていないことが確認できました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上たっているということも客観的な資料から確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることの証明をいたしました。

1点、申請地について補足ですが、今回、申請地の1筆に含まれております■■■■■■■■■■の農地に関しましては、登記簿上は宅地となっております。しかし、駐車場となる前は農地として使用されておまして、また、駐車場に転用する際には農地法上の手続をしておりませんでした。そこ

で、今回、整理をつけるために、申請地に含まれております。

以上、報告いたします。

【議長】 現地調査委員の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 10月2日に現地調査をまいりました。現地は砂利が敷かれ、駐車場として利用されておりました。また、周辺農地への影響ですが、この駐車場は隣接する農地より1段低くなっておりますので、特に周りへの影響もないかと思えます。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号7について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書14ページから18ページまでの農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

14ページ、農地法第4条の受付番号24と25と、15ページから18ページ、農地法第5条の受付番号44から49の合わせて6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが、農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

まず、議案書14ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和元年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号24から25の2件、田、379.71平米、畑、698.30平米、合計、1,078.01平米です。

続きまして、議案書の15ページから18ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出になります。届出期間につきましては、同じく令和元年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号44から49までの6件で、田、1,402平米、畑、1万611.21平米、合計、1万2,013.21平米です。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお願いいたします。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、14ページの農地法第4条の受付番号24と25と、15ページから18ページの農地法第5条の受付番号44から49までの合わせて6件について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書19ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号12について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書の19ページをご覧ください。

受付番号12、権利を取得した者は、上河内■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利を取得した日は、平成31年1月30日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、上河内字■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■■平米、ほか8筆、議案書のとおりでございます。

ます。

以上でございます。

【議長】 質疑は一括でお願いいたします。

質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号12について、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からありますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は令和元年第10回海老名市農業委員会定例総会、長時間にわたり慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。これにて閉会といたします。

(終了 午後2時20分)